

75歳からの組合員資格の継続について



1 75歳になった方の医療保険

75歳以上の方は、お住まいの場所ごとに設置された後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度に加入することになります。**※税理士国保の被保険者資格は喪失となります。**保険料のお支払いや疾病・負傷等に関する保険給付は、お住まいの市区町村が行います。

	75歳未満	75歳以上
医療保険	関東信越税理士 国民健康保険組合	後期高齢者医療制度

2 組合員資格を継続するためには

税理士国保では、事業主が加入することで、そのご家族や職員も加入できるというルールがあります。（勤務税理士・職員のご家族の場合も同様です。）

75歳の誕生日を迎えた組合員の方の医療保険は、後期高齢者医療制度へ移行となりますが、組合員の資格については任意で継続することができます。

75歳のお誕生日の2か月前に「高齢者の医療の確保に関する被保険者証の届出書」を送付いたします。必要事項をご記入の上、ご提出ください。

（なお、提出がない場合は組合員資格の継続を希望したものとみなします。）



75歳を迎える組合員（税理士・職員）

- 75歳以降も組合員資格を継続するかしないか選択できます。
- 代表税理士が継続しない場合→その事務所の勤務税理士・職員・家族も資格喪失となります。
- 勤務税理士・職員が継続しない場合→その家族も資格喪失となります。

75歳を迎える家族

- 75歳以降は資格を継続できません。自動で資格喪失となるため手続きは不要です。

(1) 75歳以上の組合員の保険料

月額 3,000円 / 1名

(2) 組合員証

組合員証をお送りいたします。

組合員証は、当組合の組合員であることを証明するためのもので、有することで保健事業の一部を利用できます。



(3) 利用できる保健事業

事業名	補助金額
保養所利用補助金（1会計年度3泊）	税理士 5,000円 / 泊
	職員 4,000円 / 泊
インフルエンザ予防接種補助金※	1回 2,000円
肺炎球菌・水痘・带状疱疹・流行性耳下腺炎予防接種補助金	1回 4,000円
带状疱疹の予防接種で「シングリックス」を接種した場合	1回 10,000円
人間ドック等補助金※	1回 20,000円
長寿祝い金	50,000円
死亡見舞金	50,000円
家庭常備薬斡旋	/
郵送によるがん検診	
国保だよりの配布	
各県支部で実施する保健事業への参加	

※…実際に支払った金額が補助金額未満の場合は、実費分での支給となります。

